

## ○今年もよろしくおねがいします

12月16日、公民館と区役員総出で公民館の大掃除を行いました。その後、恒例の門松を立てました。



## ○「野田城大橋付近河川敷公園について」第2回説明会(12/20)

前回(10/26)の意見交換を踏まえて、市から、これまでの経緯について改めて説明があり、重ねて貸借契約期間(\*)の終期を今年度末(H31.3)としたいと依頼がありましたが、地権者の出席が少なかったこと、市の経過説明文書に説明不足(\*\*)があることなどから結論には至りませんでした。市と地権者の話し合いは継続されます。

(\*)この契約期間はH13年12月の契約日から101年間となっているが、民法上の規定により20年を超えることができないのでH33年に再契約が必要とされている。

(\*\*)a.平成13年11月に豊川水系整備計画の改定により、(海倉橋上流の)築堤計画から低水路拡幅(海倉橋下流の河床掘削と浚渫)へ変更された経緯。

b.築堤計画の廃止により予定された進入路が得られなくなったことに関する当時の検討状況

c.平成24年度から翌年度初めにかけて検討した進入路の建設が立ち消えになった経緯、等。

## ○市議会が国会や国に「太陽光発電設備の立地規制に係る法的整備を求める意見書」を提出

9月1日付け「お知らせ」に記載しましたように、八名区長会は市議会に「太陽光発電施設の立地規制を求める『意見書』の提出」を陳情していました。この陳情について厚生文教委員会は10月17日にヒアリングを行い審議の結果、全員一致で「採択」となりました。また、本会議では最終日(12/21)に表記の意見書が全員一致で議決されました。⇒ **【資料】**を参照

## ○「産廃問題」について

平成 30 年 12 月議会の一般質問から

・今年 9 月に、市が事業者に行った指導文書の内容はこれまで明らかではありませんでしたが、今回、市は次のように説明しました。

「一次発酵槽用脱臭装置気体排気口からの悪臭の排出を減少させ規制基準に適合するよう措置を講じること。」「事業者からの回答については個別事項であり(事業者の承諾なしに)公表できない。」「9 月・11 月に行った測定では規制値(25)を下回っている 16, 20 等)。敷地境界(規制値は 18)では 10 未満となっている。」

コメント⇒ 規制値を超えた悪臭が発散した原因の究明は？ 敷地境界の測定値が 10 未満であつても悪臭の苦情があるという事実があります。事業者が操業開始後に設置した二次発酵槽用脱臭装置気体排気口の臭気測定は未だ行われていません。

・「市長が平成 24 年 6 月 20 日付けで事業者に対し『新城南部企業団地への進出については賛同いたしかねます。』と回答した立場は、今も変わっていない。」

コメント⇒ 賛同できない理由 「この企業団地は製造業、物流業を誘致するという原則を崩すことはいたしません。」「既に操業されている企業さん等との信頼関係が大きく損なわれ、多大な迷惑をかけてしまうこととなります。」「今後の企業誘致活動に大きな影響を及ぼすことが予想される。」(H24.6.20 付け文書から)

### <平成 30 年度第 17 回区役員会(12/1(土))の主な事項>

- ・太陽光発電施設の建設計画への対応について
- ・今年度土木工事等の進捗状況及び次年度の計画について
- ・「産廃問題」について(☞「区役員会からのお知らせ」参照)
- ・区民アンケート原案について
- ・自治会貸地料・借地料, 事業所協力費, 役員報酬に関する手続きについて
- ・成人式・厄年について                      ・年末大掃除について                      ・その他

### <平成 30 年度第 18 回区役員会(12/15(土))の主な事項>

- ・八名区長会について  
太陽光発電施設の立地規制を求める意見書の提出(陳情)ヒアリングについて  
交差点の改良等について
- ・今年度土木工事等の進捗状況について                      ・区民アンケートについて
- ・自治会貸地料・借地料, 事業所協力費について
- ・「産廃問題」について(12 月議会から)                      ・その他

## 新城市議会が平成 30 年 12 月定例会において議決した「意見書」

## 太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等を求める意見書

太陽光発電設備については、高い買取価格が設定されたことや、規制緩和などにより急激に拡大し、様々な課題が全国で顕在化しています。

新城市においても、現在太陽光発電施設が多くあり、今後もさらに増えることが見込まれています。これらの施設の中には山林の急斜面の樹木を伐採するなどして、雨水の急な流出や土砂災害等の発生が懸念される場合もあり、景観を阻害、生活環境の悪化を招くことも危惧されています。

このほど、固定価格買取制度の根拠法である電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「FIT法」という。）では、事業者に対し関係法令の遵守を義務付ける等の改正が行われたところですが、すでに事業認可を受けた事業が計画を進める段階においても太陽光発電設備から生じる景観、環境及び防災に対する懸念が払拭されておらず、最も優先すべき地域住民の生命、財産を守ることに十分対応しているとは言えません。

また、事業者が同法の認定基準を遵守し、適正な太陽光発電設備の設置について確認する体制や、発電事業終了後のパネル等の適切な撤去、処分を担保する仕組みが整備されていません。

よって、国においては、下記の事項を早急に講じられるよう強く要望します。

## 記

- 1 太陽光発電設備について、景観、環境及び防災上の観点から適正な設置がされるよう、立地の規制等に係る法整備等、所要の措置を行うこと。
- 2 FIT法に基づいて認定された事業が未着工の場合、認定後に自治体が制定した条例等の遵守を義務付けるとともに、関係法令が遵守されているか見極め、認定審査基準により改めて認定すること。
- 3 既に事業を開始した太陽光発電設備が、FIT法の認定基準に従い適正に設置されていることについて、国が責任を持って確認すること。
- 4 発電事業終了時や事業者が経営破綻した場合に、パネル等の撤去及び処分が適切かつ確実に行われる仕組みを整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

愛知県 新城市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
環境大臣